

【令和8年度】

仲卸業者人材確保支援事業補助金

〈募集要項〉

概要

横浜市中央卸売市場本場の仲卸業者が、経営改善に向けて人材確保を図るとき、その経費の一部を補助します。

対象者

本場の仲卸業者（水産物部・青果部）

補助対象事業

- ・ 有料職業紹介事業者（人材紹介会社）を活用した採用活動
- ・ 求人情報サイト、求人情報誌への広告掲載
- ・ 採用説明会等への出展
- ・ 採用に向けたPR動画、ホームページ、パンフレット等の作成
- ・ 就業体験の受入（仲卸業務体験、業界理解研修等）
- ・ その他人材確保に関する事業（市長が必要かつ適切と認めるものに限る。）

補助率・補助限度額

1/2 ・ 上限 30 万円

補助対象経費・補助対象外経費

【対象経費】

補助対象事業の実施にのみ直接必要な、以下の経費を対象とします。

- ・ 人材紹介会社の手数料
- ・ 求人広告費
- ・ 採用説明会等の出展料
- ・ 印刷製本費（パンフレット等）
- ・ 委託費（PR動画作成、新規の採用ホームページ作成、写真撮影費等）
- ・ 消耗品費
- ・ 謝金、報償費（外部講師に支払うものに限る。）
- ・ 会場等の使用料、賃借料
- ・ その他市長が必要かつ適切と認める経費

【対象外経費】

交付決定前の事業で発生した経費、支払や振込事実を客観的に証明できない経費、ホームページ保守費その他経常的な運営経費、補助対象事業以外の用途にも使用できる備品購入費、補助対象事業との関連性及び必要性を客観的に説明できない経費等のほか、以下の経費については補助対象外となります。

- ・ 公租公課（所得税、住民税、消費税、印紙税等）
- ・ 手数料（口座振替手数料、振込手数料等）
- ・ 保証料、保険料（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等）
- ・ 人件費（給与、各種手当、法定福利費等）
- ・ 旅費交通費（電車代、ガソリン代、宿泊費等）
- ・ 飲食費（弁当代、懇親会費等）
- ・ 通信費（電話料金、郵送料等）
- ・ その他市長が不相当と認める経費

補助金交付までのながれ

① 事前相談

補助金の交付申請をする前に、実施予定の人材確保事業について、経営支援課までご相談をお願いいたします。補助対象事業と判断できれば、交付申請から補助金交付までの手続きについてご案内いたします。

② 交付申請（申請期限：令和9年1月15日（金）午後4時）

交付申請書を添付書類と併せてご提出ください。

申請内容に不備等がないことを確認し、審査完了後、交付決定通知書を交付いたします。

③ 事業実施

交付決定通知書を受領した後、事業を実施してください。

事業については、必ず令和9年2月28日（日）までに完了させてください。

④ 実績報告（報告期限：令和9年3月31日（水）午後4時）

事業が完了次第、実績報告書を添付書類と併せてご提出ください。

報告内容の審査完了後、交付額確定通知書を交付いたします。

⑤ 補助金請求（請求期限：令和9年4月30日（金）午後4時）

交付額確定通知書を受領した後、補助金請求書をご提出ください。

請求書受理日から30日以内に指定口座に補助金を振込いたします。

要綱・様式

事前相談を受けた際にご案内いたしますが、電子ファイルについては以下 HP からダウンロードしてください。

横浜市トップページ>ビジネス>中小企業支援>中央卸売市場>経営支援>令和8年度「仲卸業者人材確保支援事業補助金」の募集を開始します

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/chuoshijo/keieishien/jinzaihojokin.html>



注意事項

1. この補助金は、交付決定後の事業・契約・発注が補助対象です。交付決定日より前に実施された事業・契約・発注による経費は補助対象外となります。
2. 原則、市内事業者との契約のみ補助対象とします。
3. 補助対象事業と関係のない経費、また補助対象事業以外の用途にも使用できる経費は補助対象外です。
4. 親族や生計を同一とする者、過去に在籍した社員等の採用を目的とした事業については補助対象外です。
5. 対象経費の支払いは、原則「振込」「クレジットカード払い」以外の方法は認められません。
6. 補助金については、実績報告まで完了してからの支給となります。交付決定後ではありません。
7. 交付申請については、申請期限前でも予算に達した時点で受付終了となります。
8. 同一年度内に申請できるのは、1 事業者につき 1 回までです。
9. 報告期限及び請求期限を超過してしまうと、補助金の支払ができません。期限を厳守するとともに、事業実施スケジュールに余裕をもって事業に着手してください。

問い合わせ先

経営支援課 伊藤、加藤、小田部

電話：459-3333

FAX：459-3307

E-mail：ke-shien@city.yokohama.lg.jp